

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を構築し、株主の立場に立って企業価値の増大を図ることが最大の責務と考えております。また、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築は、当社の経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エイチアンドワイ	7,139,600	36.14
馬上 真一	973,200	4.93
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インタリンシツク オポチュニティズ ファンド（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	773,500	3.92
ビービーエイチ マシユーズ ジャパン ファンド（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	631,300	3.20
波床 知喜	540,000	2.73
矢倉 英一	496,400	2.51
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	427,100	2.16
株式会社ドルフィンズ	412,000	2.09
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	350,000	1.77
ビービーエイチ グランジャー ピーク インターナショナル オポチュニティーズ ファンド（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	339,800	1.72

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人との会合を定期的に行い、監査計画や監査結果等についての報告を受けるとともに、情報収集や意見交換を行っております。また、必要に応じて適宜、連携をとりながら監査意見の形成に努めております。一方、内部監査部門も有限責任あずさ監査法人との定期的な会合に参加しているとともに、必要に応じて、お互いの監査結果について意見交換をおこなっております。さらに、内部監査部門は、監査役も参加する内部監査報告会を定期的に行っているほか、監査結果や改善対策等について、監査役とも意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺戸 しのぶ	公認会計士													
西島 佳男	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺戸 しのぶ	○	社外監査役の寺戸しのぶ氏は、有限責任あずさ監査法人の出身者であり、当社と同法人との間で監査契約の取引が存在しております。	公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有しており、独立性の高い監査機能を期待して、当社が要請したものであります。同氏は、過去において当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の公認会計士として従事していましたが、現在は同監査法人を退職し、当社との間において特別な利害関係もなく、当社の取締役会等における意思決定に対して、特別な影響を及ぼすことがない状況であります。以上のことから、同氏の立場は、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断し、同氏を独立役員として選任しております。
西島 佳男	○	――	社外監査役の西島佳男氏は、検事および弁護士として法律関係の高度な専門知識と経験を有しており、当社グループのコンプライアンス面を中心に、経営全般の監査体制の強化を期待して、当社が要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準及び開示加重要件並びに属性情報に該当する項目はなく、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断し、同氏を独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、平成18年1月16日付臨時株主総会決議に基づき、取締役及び従業員を対象に、ストックオプション制度を導入し、平成23年1月16日をもって、新株予約権の行使期間が終了しております。本報告書提出日現在において、取締役を対象とするインセンティブ付与に関する施策の実施について、予定はありません。なお、従来より、役員報酬・賞与の支給により、役員の功績に応える形をとっております。また平成25年2月期より、役員退職慰労金制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、取締役及び監査役の報酬等は、それぞれを総額で開示しております。また、第28期(平成27年2月期)における取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りであります。

- (1) 取締役に対する報酬等の総額 106,702千円
- (2) 監査役に対する報酬等の総額 10,350千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬等の構成を基本報酬及び賞与とし、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において支給しております。基本報酬は、職位や担当する職務内容、職責及び会社業績などを総合的に勘案したうえで決定しており、賞与は、会社業績及び職務遂行に対する業績評価に基づき配分額を決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し、協議にて決定しております。

なお、平成25年2月期より導入しました退職慰労金の支給につきましては、当社内規に定める基準に従い計算すべき旨を株主総会に諮り、その決議に基づき取締役については取締役会、監査役については監査役会の協議により支給額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外監査役の補佐は、総合企画部が担当しております。取締役会の議題及び検討資料は、必要に応じて事前に電子メールにて配信しており、またその他に資料の提供及び説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制を構築し、株主の立場に立つて企業価値の増大を図ることが最大の責務と考えております。

また、当社は、以下のコーポレート・ガバナンスに係わる体制、組織を構築しており、適正性を確保しながら機動的な意思決定を可能にするため、組織が定期的または臨時的に相互に協議・監督を行う体制をとり、また、専門家の見地からの意見を適時得ることでコーポレートガバナンスの一層の強化を図るなど、経営の監視機能は十分に機能していることから、現状の体制を採用しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち女性0名)で構成されております。取締役会は、経営の基本方針、法令及び定款

に規定する事項の決議並びにその他経営に関する重要事項を決定する機関として、原則、月1回の定例取締役会を開催することとしております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。

(2) 部長会議

当社では、予算執行と部署間の問題解決という観点から、「部長会議」を重要な機関として位置付けております。部長会議は、各部室長12名で構成されており、原則、月1回の開催とし、業務運営上の重要事項及び予算執行状況について確認と協議を行っております。また、業務活動上で問題が発生した場合には、随時開催し、業務上の問題に関する報告・議論の場として問題解決に向けての討議を行っております。

(3) 監査役監査

当社は、監査役制度のもと、常勤監査役1名(うち女性0名)と非常勤監査役2名(うち女性1名)にて監査役監査を行っております。各監査役は、取締役会に出席することにより、議事運営、決議内容を監査し、また積極的に意見表明を行うとともに各取締役との対話を行っており、また、常勤監査役、及び独立性を有する社外監査役で構成される監査役会による監査体制が、取締役の意思決定に対する監査機能の観点から有効であると判断しております。さらに常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、各部門長から部門運営の概況につき定期的な報告を受けております。また、内部監査室及び監査法人とも連携しながら、各部署への往査及び重要文書等の閲覧・検討を中心に監査役監査を実施しております。

(4) 内部監査室

当社は経営組織の整備状況および業務の実態を把握、検証することを目的として、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置しております。内部監査室は、定期監査及び必要に応じて実施する臨時監査により、会計、業務、情報セキュリティ、個人情報保護、品質マネジメントに関する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長、監査役会及び担当取締役に報告し、改善指示を対象部門に示達するとともに、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。また、内部監査室は、監査役及び監査法人との間で意見交換を行い、内部監査の実効性を高めております。

(5) コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。定期的にコンプライアンス委員会を開催することで、役員に対し、企業活動を進めるにあたっての関係法令遵守や良識ある行動等、コンプライアンス意識の醸成に努めております。また、事業活動全般にわたって生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクに関しては、事前に関連部署と管理部門においてリスクの分析とその対応策の検討を行い、必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで、取締役会において審議を行っております。なお、重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行っております。

(6) 会計監査

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。平成27年2月期における業務を執行した公認会計士は、指定社員業務執行社員 梅田佳成、指定社員業務執行社員 三宅潔の2名であり、監査補助者は公認会計士8名、その他6名であります。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役及び会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性と透明性の維持・向上を図る観点から、取締役会が迅速かつ適切に経営上の意思決定を行うとともに、監査役会が経営への監視機能を十分に果たせる体制であり、また、社外監査役を選任することで外部からの客観性、独立性をもった経営監視・監督体制を確保しております。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名のうち2名を社外監査役としており、社外監査役は、取締役会への出席や監査役会を通じて、内部監査、内部統制及び会計監査の報告を受け、随時意見交換や経営に関する必要な資料提供、事情説明を受けており、社外監査役による独立した立場での経営への監督と監視を、的確且つ有効に実行できていることから、現状の体制としております。

また、常勤監査役を含め社外監査役各氏は、内部監査室、会計監査人と積極的な意見交換・情報交換を通じて相互に連携を図っており、さらに必要に応じて各部室に対して社内の管理体制についての進言・助言を行うことで実効性の高い監査の実施に努めております。

また、当社は、監査法人、弁護士、税理士、社会保険労務士と顧問契約を締結し、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について疑義が生じた場合は、適切な助言ないし指導を受ける体制を整えております。

なお、社外取締役の選任につきましては、現状適任者がいなく選任できておりませんが、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るためにも、今後も積極的に対応していく予定です。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送が毎年5月の連休と重なることから、平成22年度より連休前の発送を心がけ、早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、決算説明会資料、財務情報、ニュースリリース、決算短信、IRカレンダー等の情報提供をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部 財務企画課が担当部署となり、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程の条文の中で、「企業倫理規範」を設け、ステークホルダーに対する当社の行動指針を示し、利害関係者を含むすべての人の権利と利益を尊重し、行動していくことを明確にしています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

内部統制システムは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、新しいパラダイムに即した内部統制システムを構築するとともに、その有効性と効率性を維持する責任があると考えております。当社は、次の4点を主な目的として、内部統制に係る仕組みを構築いたします。

- (1) 事業経営の有効性・効率性を高めること
- (2) 企業の財務報告の信頼性を確保すること
- (3) 事業経営に関わる法規の遵守を促すこと
- (4) 事業資産を保全すること

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、当社取締役(以下単に「取締役」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために、以下の通り内部統制システム構築の基本方針を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行なっております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a コンプライアンス規程を定め、全従業員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。

b 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、当社監査役(以下単に「監査役」という)との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。

c 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言または勧告する。

d 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。

e 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a 子会社の管理については、関係会社管理規程に基づく。

b 関係会社管理規程に定める関係会社の統括責任者は、定期的に子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。

c 関係会社管理規程に定める関係会社の統括責任者は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。

d 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

e グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

f 子会社の取締役等(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役から子会社の取締役等を選任する。選任された当該取締役は定期的に子会社の取締役会に出席する。また、子会社も含めたグループ全体における業績の管理をおこなう。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換の上、監査役補助者を決定する。

7. 監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者は、業務執行上、監査役以外の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議の上決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

8. 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

a 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。

b 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、監査役に報告する。

c 取締役及び子会社の取締役等は経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。

d 監査役は、取締役会、部長会議等、重要な会議に出席する。

9. 上記監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

内部通報者の保護に関しては、コンプライアンス規程に定める。

10. 監査役の職務執行について生じる費用(以下、「監査費用」という)の前払い又は償還の手続き、その他の監査費用の処理にかかる方針に関する事項

監査費用につき監査計画に応じて予算化し、その他監査費用についても合理的な費用は当社の負担とし、経理規程に従い処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

3. システム障害対策の整備状況

早期復旧のための担当部署を設けており、システム障害に備えてデータの定期的なバックアップを行うこと及びコンピュータウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われるセキュリティ対策を講じております。

4. 個人情報漏洩防止策の整備の状況

プライバシーポリシーの運用を徹底するとともに、社内の情報アクセス権を管理し、且つ個人情報の取扱いに関し、慎重を期しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。反社会的勢力に対する窓口は総合企画部とし、また、不当要求防止責任者を選任し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとしております。

- ・「反社会的勢力排除細則」及び「対応マニュアル」を定め、社員への反社会的勢力との対応方針の周知と、コンプライアンス委員会での研修を通じて、反社会的勢力との関係遮断の意識付けを醸成しております。
- ・新規取引先に対しては、事前に反社会的勢力との係わりの有無を確認し取引の是非を検討しております。また、既存取引先に対しても定期調査を実施することで、反社会的勢力との係わりの未然防止に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。また、現時点において買収防衛策導入の具体的計画もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報開示に関する基本方針

当社では、株主及び投資家の皆様に対して、証券取引所が定める適時開示規則、金融商品取引法、その他関連諸法令に即した適時・適切な情報開示を行うとともに、適時開示規則や諸法令に該当しない会社情報についても積極的に開示を行うことで、投資家の皆様の適切な投資判断に資する公正な情報開示を行うことを基本方針としております。

2. 適時開示体制の整備に向けた取組み

当社は、株主及び投資家の皆様をはじめとする利害関係者への企業内容に関する情報提供を行うことが重要な経営課題の一つであると考えており、会社法・金融商品取引法に基づく法定開示はもちろんのこと、企業情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）及びその他の企業情報の開示体制の整備についても積極的に取り組んでおります。

また、社内管理体制の一環として、事業推進の中心的役割を担う取締役は、取締役会、部長会議等の機会を通じて事業の状況、経営環境に関する重要な情報の社内外への漏洩防止のための諸規程を制定し、その情報の漏洩防止に努めております。

さらに重要な企業情報を知りうる立場にある特定者が、自社株式の売買により不当な利益を得るインサイダー取引を防止するため、社内情報管理に関する諸規程を制定し、不測の事態の発生防止に努めております。

3. 適時開示に関する社内体制

(1) 情報収集

内部情報管理規程にもとづき、各部門及び子会社の役職員は、各部門・子会社に係る決定事実および発生事実、決算情報等、適時開示規則やその他諸法令にもとづく開示が必要とされる内部情報を速やかに内部情報管理責任者である経理財務部担当役員に報告する体制をとっております。また、内部情報管理責任者は報告を受けた事実を遅滞なく代表取締役社長に報告することとなっております。

(2) 開示の判断

内部情報管理責任者は、報告を受けた情報について適時開示の必要性を検討し、開示が必要と判断された場合は、関係各部室長、外部専門家と共にその内容・開示方法を検討・立案し、速やかに開示を行うべき事項である旨、代表取締役社長に報告・承認を求めます。

(3) 適時開示

代表取締役社長は、内部情報管理責任者より報告を受けた情報について開示を承認した場合は、その内容を取締役に諮り、その決議を経て当該情報を適時開示します。緊急を要する発生事実については、代表取締役社長の承認を経て内部情報管理責任者が遅滞なく当該事実を適時開示いたします。

